資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億六千九百六十八万八百円、資本準備金の額を一億二百万六千五百五十円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年三月三十一日であり、株主総会の決議は平成二十六年三月二十八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十六年二月二十一日

東京都文京区関口一丁目四三番五号

株式会社ヴィア・ホールディングス

代表取締役　大場　典彦

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年三月十日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年三月十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年二月二十一日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五号宮益坂ビル三一四号室　株式会社まぐまぐ

代表取締役　小森　良介

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年三月十日を基準日と定め、同日十五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年二月二十一日

東京都北区赤羽二丁目五一番三号

株式会社ファンデリー

代表取締役　阿部　公祐

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年三月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年四月二十四日開催予定の株主総会において議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年二月二十一日

東京都渋谷区南平台町一六番二八号

株式会社ＨＤＥ

代表取締役　小椋　一宏

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年三月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年四月二十一日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年二月二十一日

静岡県浜松市西区湖東町三三七七番地の一

株式会社ダッツ

代表取締役　安藤　英世

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目二番四号

日本証券代行株式会社本店

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年三月十日を基準日と定め、同日十九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年二月二十一日

愛知県名古屋市中区栄三丁目一一番三一号

グラスシティ栄一四Ｆ

株式会社スーパーアプリ

代表取締役　飯沼　正樹

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年三月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月二十一日

東京都港区港南二丁目一三番二三号

アルファ・ラバル株式会社

代表取締役　ケリー・リチャード・エドワード

株式移転につき株券等提出公告

当社は、宇部工業ホールディング株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、本公告掲載の翌日から平成二十六年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年二月二十一日

山口県宇部市大字妻崎開作八七四番地の一

宇部工業株式会社

代表取締役　河野　剛志

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である田渕貞夫が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年二月二十一日

奈良県生駒郡三郷町立野南二丁目八番四七号

シンコーマネージメントインク株式会社

日本における代表者　田渕　貞夫

限定承認公告

本籍埼玉県比企郡小川町大字青山七二八番地二、最後の住所埼玉県さいたま市中央区大字下落合一六四八番地一四カーネ与野六〇三号

被相続人　亡　強瀬　泰利

右被相続人は平成二十五年五月十七日死亡し、その相続人は平成二十六年二月十二日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十一日

東京都千代田区内幸町二丁目二番一号日本プレスセンタービル六階小笠原六川国際総合法律事務所

相続財産管理人強瀬友春

代理人弁護士　本阿弥友子

限定承認公告

本籍愛知県大府市東新町一丁目一九八番地、最後の住所愛知県大府市梶田町二丁目二〇四番地グエルかじた1A号

被相続人　亡　鈴木　鉄雄

右被相続人は平成二十五年十一月二十一日頃から三十日頃までの間に死亡し、その相続人は平成二十六年二月十二日名古屋家庭裁判所半田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十一日

愛知県大府市中央町一丁目六三番地

相続財産管理人　鈴木　貴士

限定承認公告

本籍岡山県岡山市中区高島新屋敷五七二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中村　昌弘

右被相続人は平成二十五年八月二十日死亡し、その相続人は平成二十六年二月三日岡山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十一日

岡山県和気郡和気町尺所五三四番地一

相続財産管理人　石野　博子

限定承認公告

本籍宮崎県宮崎市東大宮三丁目一五七九番地八、最後の住所宮崎県宮崎市山崎町八百牟田一一六二番地　被相続人　亡　野々原真吾

右被相続人は平成二十五年十二月二十日死亡し、その相続人は平成二十六年二月六日宮崎家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十一日

宮崎県宮崎市山崎町八百牟田一一六二番地

相続財産管理人　野々原榮二

訂正公告

平成二十五年十二月二十七日（号外第二八五号）掲載の合併公告（枠組）中、株式会社日硝ハイウエー第四十六期決算公告の「株主資本　622,91」とあるは「株主資本　627,911」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年二月二十一日

扱　店

正　誤

平成二十五年十月二十九日（号外第二百三十三号）国土交通省告示第千六十六号（建築物の耐震改修の促進）に関する法律施行令附則第二条第一項第一号の規定に基づき国土交通大臣が定める危険物及び国土交通大臣が定める距離を定める件）

（原稿誤り）

七ページ下段終りから一行目の「とする。」の次に「ただし、令第七条第二項第二号から第五号までに掲げる危険物を貯蔵し、又は処理しようとする建築物であって、川、海その他これらに類するものに敷地が接するものについては、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該川、海その他これらに類するものの反対側の境界線までの距離を当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離とみなす。」を加える。

平成二十六年一月二十七日（号外第十六号）掲載の（甲）株式会社今井商店、（乙）今井興産株式会社に係る吸収分割公告及び決算公告（枠組）中

（印刷誤り）

五十七ページ二段目株式会社今井商店の第六十二期決算公告の「固定負債　683,720」とあるは「固定負債　638,720」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十一日付第三五号九　六ページ●同日付政府調達第三三号七二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）